

平成 25 年兵庫県立大学大学院シミュレーション学研究科規程第 1 号
シミュレーション学研究科規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学大学院学則（平成 25 年公立大学法人兵庫県立大学規程第 76 号。以下「大学院学則」という。）に基づき、兵庫県立大学大学院シミュレーション学研究科（以下「本研究科」という。）の教育課程及び履修方法等に関して必要な事項について定めるものとする。

(専決事項の規定)

第 2 条 公立大学法人兵庫県立大学決裁規程（平成 25 年公立大学法人兵庫県立大学規程第 6 号）第 4 条に規定する専決事項としてシミュレーション学研究科長（以下「研究科長」という。）が専決するものについて、この規程においては、研究科長が許可又は決定を行うものとして規定する。

(研究科における教育研究上の目的)

第 3 条 本研究科は、自立的にシミュレーションの考え方・技法を活用して、社会の諸問題の解決に貢献できる実践能力の高い研究者・技術者を養成し、人々が安心して暮らすことができる社会の構築に貢献することを目的とする。

2 博士前期課程においては、シミュレーションの考え方と基本技法を身につけ、自立的にシミュレーション技法を活用して、社会の諸問題の解決に貢献できる実践能力の高い人材を育成する。

3 博士後期課程においては、シミュレーションを用いて現代社会の諸問題を解決し科学の発展と人類の幸福に寄与するために必要な専門知識と技術を習得し、それを自主的・計画的に活用した研究を推進できる能力と研究成果を社会への提言につなげる能力を身につけた人材を育成する。

(授業科目及び単位数)

第 4 条 本研究科の授業科目及び単位数その他履修に関する事項については、別表のとおりとする。

2 授業科目の種別及び授業時間数等は、次のとおりとする。

(1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(指導教員)

第 5 条 学生について、指導教員を定める。

2 学生は、学修につき、指導教員の指導を受けなければならない。

(履修手続)

第 6 条 学生は、履修しようとする授業科目については、指導教員の承認を得た上、毎年度の所定の期日までに履修願を学務所管課に提出しなければならない。

2 前項に規定する期日までに履修願を提出しなかった科目については、授業及び試験を受けることができない。

(単位認定)

第7条 履修認定は、授業科目担当教員が行い、これに合格した学生に対しては、当該科目所定の単位を与える。

(他研究科の授業科目の履修)

第8条 学生は、他研究科の授業科目を履修しようとするときは、研究科長の許可を得なければならない。

2 研究科長は、前項の規定により、他研究科授業科目の履修に係る許可をする場合にあっては、関係研究科長に協議しなければならない。

3 第1項の規定により、履修した授業科目のうち、研究科長が相当と認めるものについては、教授会の意見を聴いた上で、修了所要単位数に算入することができる。

(編入学)

第9条 研究科長は、他の大学院に在学している者で、大学院学則第19条第3項の規定により本研究科に編入学を希望する者があるときは、選考の上、相当年次に編入学を許可することができる。

2 前項の選考に関して必要な事項は、教授会の意見を聴いた上で、研究科長が別に定める。

(転研究科)

第10条 研究科長は、学生が他の研究科に転科を希望する旨を申し出たときは、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

2 研究科長は、前項の規定により転科の許可をする場合にあっては、関係研究科長と協議しなければならない。

3 他の研究科の在学学生で本研究科に転科を希望する者があるときは、選考の上、相当年次に転科を許可することができる。

4 前項の選考に関して必要な事項は、教授会の意見を聴いた上で、研究科長が別に定める。

(編入学等の場合の取り扱い)

第11条 前2条の規定により編入学又は転科を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の意見を聴いた上で、研究科長が別に定める。

(他大学院学生の受入れ)

第12条 研究科長は、大学院学則第14条の規定により他大学院学生が本研究科における履修を願い出る者があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

(成績の評価)

第13条 授業科目の成績は、試験の結果及び日常の学習状況を総合して次の基準により評価する。

(1) 成績は100点満点とし、60点以上をもって合格とする。

(2) 合格した科目には所定の単位を与える。

(3) 合格した科目の成績は、A+、A、B及びCの評語をもって表し、その区分は、次のとおりとする。

ア A+ (90点以上)

イ A (80点以上90点未満)

ウ B (70点以上80点未満)

エ C (60点以上70点未満)

- 2 合格した科目については、再評価しない。
- 3 休学期間中に開講されている科目については、その単位を認めない。
- 4 自主課題研究、博士論文及び最終試験の評価は、合格又は不合格をもって表す。

(自主課題研究又は博士論文)

第14条 所定の期間在学した学生は、自主課題研究の成果又は博士論文を提出することができる。

なお、この自主課題研究の成果は、大学院学則第25条で規定する修士論文とみなす。

- 2 大学院学則第25条第3項及び第27条第3項の規定による修士論文又は博士論文の提出期限、審査の方法その他学位の授与に関する事項は、学位規程に従う。

(最終試験)

第15条 大学院学則第25条第3項及び第27条第3項の規定による最終試験は、所定の単位を修得し、前条に規定する修士論文又は博士論文を提出したものについて行う。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、履修方法については、教授会の意見を聴いた上で、研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月12日一部改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前に修士課程に在学していた者が、施行日後に在学しなくなるまでの間、旧規程の別表の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成27年3月26日一部改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）
博士前期課程

区分	授業科目の名称	開講 年次	単位数			備 考
			必 修	選 択	自 由	
フ ォ ロ ー ア 科 目	コンピュータの基礎	1			2	単位認定は行うが 修了要件外
	数学の基礎	1			2	
	統計の基礎	1			2	
必 修 科 目	シミュレーション学概説	1	2			必修4科目8単位
	シミュレーション学演義	1	2			
	特別研究Ⅰ	2	2			
	特別研究Ⅱ	2	2			
基 礎 科 目	数値シミュレーションの基礎	1		2		4科目8単位以上
	データ処理の基礎	1		2		
	モデリングの基礎	1		2		
	プログラミングの基礎	1		2		
	可視化の基礎	1		2		
	経済の基礎	1		2		
	社会科学シミュレーションの基礎	1		2		
	自然環境シミュレーションの基礎	1		2		
専 門 科 目	社会シミュレーション	1		2		基礎科目と専門科 目をあわせて22 単位以上（うち基 礎科目から8単位 以上）
	経済シミュレーション	1		2		
	計算社会科学	1		2		
	実用材料系のシミュレーション	1		2		
	並列計算の技法	1		2		
	知的計算論	1		2		
	耐震建築シミュレーション	1		2		
	生態系システムシミュレーション	1		2		
	複雑系のシミュレーション	1		2		
	3次元コンピュータグラフィックスの基礎	1		2		
	多変量解析とフーリエ解析	1		2		
	数値解析アルゴリズム	1		2		
修了所用単位数						30単位

別表（第4条関係）

博士後期課程

区 分		授業科目の名称	開講 年次	単位数			備 考	
				必修	選択	自由		
特別 講 義	政策問題領域	大規模経済ネットワーク特論	1		2			
		財政シミュレーション特論	1		2			
		政策科学特論	1		2			
		都市・地域経済政策特論	1		2			
	教育・研究の領域	産業の展開領域	医用画像・信号解析特論	1		2		
			材料シミュレーション基礎論	1		2		
			複雑流体シミュレーション特論	1		2		
		自然環境領域	耐震建築シミュレーション特論	1		2		
			生態系シミュレーション特論	1		2		
			気象シミュレーション特論	1		2		
		基礎領域	可視化特論	1		2		
			非線形時系列解析特論	1		2		
			大規模シミュレーション特論	1		2		
	領域共通	超並列アプリケーション開発特論	1		2			
超並列分子シミュレーション特論		1		2				
特別研究	シミュレーション学特別研究	1-3	6					
修了所要単位数							10単位	

※ 修了要件及び履修方法

本研究科博士後期課程に原則として3年以上在籍し、研究科で定める授業科目10単位以上（専門科目4単位以上で、うち学生が選択する領域*から2単位以上。特別研究6単位）を取得し、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

(*政策問題領域、産業の新展開領域、自然環境領域、基盤領域のいずれかの領域)